

監査公表第15号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年10月8日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	有馬	茂人

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年6月28日（金）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成30年度の経営状況は、経営改善努力により26,176,862円の純利益を計上し、9年連続で黒字決算となっている。平成28年度に改定した「第2次市立敦賀病院中期経営計画改定版」に基づき、地域の中核病院として今後も安定した経営を持続し、信頼され温もりのある医療を提供できるよう、適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 医師、看護師等の確保について

看護師や薬剤師については、修学資金制度を継続し人材確保に努めた結果、それぞれ増加となったが、一定年数勤務後の離職者が多くなっており、今後は労働環境の改善に取り組むなど、離職防止対策にも努めていただきたい。

なお、医師、看護師等の確保については、事業収入に見合った人員で最良の医療を提供することを第一義とし行っていただきたい。

(2) 窓口未収金について

医療費の自己負担金に係る未収金については、令和2年4月からの民法改正も踏まえ、経営の健全性や負担の公平性を確保する観点からも、未収金対応マ

ニユアルに基づき、法的手続き及び徴収体制の強化工夫を図り、未収金の削減に努められたい。

(3) 訪問事業について

地域包括ケアの実現に向け在宅医療の推進に取り組む中で、平成30年4月から訪問診療を、また10月からは訪問看護事業を開始しており、地域住民からのニーズは今後どんどん増していくものと思われるが、採算性の低い事業であるため、事業の継続に当たっては効率的な運営について検討いただきたい。

(4) 業務におけるリスク管理について

多くの会計処理や現金取扱いを行う病院職員にあっては、一人一人が病院会計への知識を深め誤った処理を行わないことはもちろんのこと、複数の職員によるチェック体制を整え確実に実施することにより、人為的なミスを防ぎ適正な事務処理を行うよう努められたい。